

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	出産及び誕生日祝金支給事業 対象者：子の出生日および1・2歳の誕生日にみなかみ町に登録された子の養育者。 内 容：次代を担う子どもの健全な育成と福祉の増進を図ることを目的として祝金を贈る制度です。 【出産祝金】第1子 2万円 【誕生日祝金】3万円の電子地域通貨 第2子 2万円 第3子 10万円 問合せ：《子育て健康課 子育て支援係》 TEL：0278-25-5009
	入学支援金・ウインドブレーカー支給事業 対象者：町内に住所を有し、小中学校等に入学する児童等の保護者に支給します。 内 容：子育て家庭の支援及び児童等の健全育成を図ることを目的として、児童等の保護者に対して入学支援金を贈る制度です。 小学校入学 5万円の電子地域通貨 中学校入学 10万円の電子地域通貨、ウインドブレーカーの現物支給 問合せ：《子育て健康課 子育て支援係》 TEL：0278-25-5009
	高等学校等通学定期券購入補助事業 対象者：町内に住所を有し、高等学校等に通学するために定期券を購入した生徒の保護者に支給します。 内 容：子育て家庭の経済的負担の軽減及び教育の機会均等などを目的として、高等学校等に通学するために購入した下記の定期券の購入費用の1/2を補助する制度です。 ①路線バス（鎌田線、猿ヶ京線、水上線に限る。） ②電車 ③新幹線 問合せ：《子育て健康課 子育て支援係》 TEL：0278-25-5009
	実費徴収に係る補足給付を行う事業 対象者：公立・私立のこども園等に就園している生活保護世帯等の園児の保護者が対象です。 内 容：経済的な理由によって就園が困難な児童について教材費、行事費など園生活に必要な経費を補助する制度です。 問合せ：《子育て健康課 子育て支援係》 TEL：0278-25-5009
	こども園の児童に対する給食費の無償化拡充事業 対象者：公立・私立のこども園等に就園しているこども。 内 容：①第3子以降のこどもの給食費全額免除。 ②国の基準により副食費が免除となるこどもの給食費全額免除。 問合せ：《子育て健康課 子育て支援係》 TEL：0278-25-5009
	要保護・準要保護児童生徒就学援助費支給事業 対象者：町立小中学校に通学し、経済的な理由で就学が困難と認められる児童生徒の保護者に支給します。 内 容：経済的な理由によって就学が困難な児童生徒について、学用品費・給食費など学校生活に必要な経費を援助する制度。 問合せ：《学校教育課 学校教育係》 TEL：0278-25-5024
	遠距離通学費助成事業 対象者：スクールバスを利用していない、指定区域内に居住する児童生徒の保護者が対象です。 内 容：安全・安心に通学をすることができ、通学距離による保護者の負担の格差を解消するため、通学費の一部を助成する制度。 問合せ：《学校教育課 学校教育係》 TEL：0278-25-5024

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	実用英語技能検定(英検)検定料補助制度 対象者： 検定料の全額を負担して英検を受検した町内に住所を有する小中学生の保護者 内 容： 実用英語技能検定(英検)検定(公益財団法人日本語英語検定協会が実施)の検定料の半額を支給する制度。 問合せ： 《学校教育課 学校教育係》 TEL：0278-25-5024
	第3子以降の学校給食費無償化事業 対象者： 子を3人以上養育している保護者で、国等の補助制度により給食費相当額の給付を受けていない保護者 内 容： 出生の早い子から数えて3番目以降の子の学校給食費の全額免除 問合せ： 《学校教育課 月夜野学校給食センター》 TEL：0278-62-2219
	結婚新生活支援事業 対象者： 婚姻日において夫婦の合計年齢が100歳未満かつ世帯所得が500万円未満の世帯 内 容： 地域における少子化対策の強化を図ることを目的とし、居住費及び引越費用の一部を補助する。 ■対象経費:結婚に伴う住宅取得費用、リフォーム費用、住宅賃貸費用、引越費用 ■補助額:1世帯あたり上限30万円（夫婦ともに29歳以下の場合は60万円） 問合せ： 《子育て健康課 子育て支援係》 TEL：0278-25-5009
住宅支援	住宅新築増改築・取得へ補助金支給（子育て家庭等住宅整備補助金交付事業） 対象者： 町に住所を有する方、または整備完了後から6か月以内に住民となる方で、次の各号のいずれにも該当する方が対象です。 ・中学生までの子育て家庭、または妊婦がいる世帯の方、または婚姻届提出後3年以内かつ夫婦の年齢の合計が100歳未満の世帯の方。 ・住宅整備後、町内に3年以上居住する方。 ・町税等の滞納のない世帯に属する方。 ・他の補助制度等を受けないこと。 内 容： 子育て家庭の住環境の整備に対し補助する制度です。 ■対象物件:新築の場合 工事費1,000万円以上のもの。 増改築・住宅取得の場合 工事費500万円以上のもの。 ■補助額: 対象工事費の10%の額(上限は要件により60万円～100万円) 問合せ： 《子育て健康課 子育て支援係》 TEL：0278-25-5009
	住宅用省エネルギー設備設置費補助金交付事業 対象者： 一定の要件を満たす町に住所を有する方が、当該設備を自宅に設置する場合に助成します。 内 容： 省エネルギー設備の普及を促進し、家庭から排出される温室効果ガスの排出の抑制を図るため、①住宅用太陽光発電設備②高効率給湯設備③太陽熱温水器の設置等にかかる費用を補助する制度です。 問合せ： 《企画課 企画調整係》 TEL：0278-25-5001
	生ゴミ処理容器等購入補助金交付事業 対象者： 一定の要件を満たす町に住所を有する方が、生ごみ処理容器等を購入場合に助成します。 内 容： 家庭から排出される生ゴミの自己処理を行い、ごみの減量化及び再資源化の促進を図る制度です。一容器につき上限額5万円または購入に要した価格の4/5のいずれか低い額を助成します。 問合せ： 《環境課 環境対策係》 TEL：0278-64-1168
	住宅用地の分譲（うらの郷販売促進事業） 内 容： ○うらの郷住宅用地分譲中 自然に恵まれたみなかみ町では、町内で湧き出る豊富な温泉があります。また、年間を通してアウトドアスポーツなどの体験型観光なども楽しめます。 問合せ： 《みなかみ町土地開発公社》 TEL：0278-25-5030

分類	事業名（対象者・内容）
住宅支援	町営住宅への入居（町営住宅運営事業） 内 容： ○みなかみ町公営住宅 入居申し込み要件があり、家賃は建物の建築年次等によって異なります。駐車場あり。 問合せ：《群馬県住宅供給公社みなかみ支所》 TEL：0278-25-8423
	空き家バンク 対象者： みなかみ町内で暮らしたい方（土地・建物を買いたい方・借りたい方、売りたい方・貸したい方） 内 容： みなかみ町で暮らし続けたい方やみなかみ町内への移住を支援するため、町内にある空き家・空き地物件の情報をホームページ等で提供しています。 問合せ：《企画課 企画調整係》 TEL：0278-25-5001
	空き家バンク活用補助金 対象者： 空き家バンクに登録された物件をみなかみ町に定住のため賃借する方又は購入する方で、次のいずれかに該当する方 ・みなかみ町に住民登録されている夫婦（年齢の合計が90歳未満） ・みなかみ町に転入した方 内 容： 賃借及び購入等にかかる費用の一部を助成します。 ・空き家等の月額賃借費用の1/4（月上限1万円、土地のみは不可） ・空き家等購入費用の1/10（若年夫婦：上限100万円、転入者：上限50万円） 問合せ：《企画課 企画調整係》 TEL：0278-25-5001
	空き家家財処分等支援事業補助金 対象者： 空き家の所有者で、次の各号のいずれにも該当する方 (1) 3親等以外の者に売買又は賃貸するため、空き家の家財処分等を行う者 (2) 納付すべき市区町村民税を滞納していない者 (3) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていない者 (4) みなかみ町暴力団排除条例（平成24年みなかみ町条例第23号）第2条第1号から第3号までに規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等でない者 内 容： みなかみ町空き家バンクに登録した又は登録しようとする空き家の家財道具等の処分経費の2分の1（上限 20 万円） 問合せ：《企画課 企画調整係》 TEL：0278-25-5001
	住宅新築改修等補助金 対象者： 次の各号のすべてを満たす方が対象です。 (1) みなかみ町に住民登録を行っている方。 (2) 町内に建築された個人住宅及び併用住宅の所有者または町内に新築を予定している個人住宅及び併用住宅の建築主である方。 (3) 町税等の滞納のない世帯に属している方。 (4) 当該工事について他の補助制度等を受けていない方。ただし、他の補助金制度等の対象外となる工事は補助対象とする。 (5) 個人住宅及び併用住宅の新築、改修、修繕、補修または増築工事をする方。 (6) 町内に本社または本店を有する工事事業者を利用する方。 内 容： 町民の住環境の向上を図るとともに、町内商工業の活性化に資するため、住宅の新築・改修等の費用を補助する制度です。1件あたり20万円または補助対象経費の10％（千円未満は切り捨て）のいずれか低い額を助成します。 問合せ：《観光商工課 商工振興係》 TEL：0278-25-5018

分類	事業名（対象者・内容）
住宅支援	薪ストーブ等購入費補助制度 対象者：・町内に住所を有し、かつ居住している者または町内に本店、営業所または事業所を有する法人等で、適正に維持管理ができる者 ・当該補助金の交付を一度も受けていないこと ・町税等を滞納していないこと ・他の補助制度等を受けないこと 内 容：薪ストーブ等本体(煙突を含む)を購入する経費(ただし、一基分の経費に限る)補助する制度です。購入経費の1/2以内(千円未満切り捨て)、補助金の最高額は20万円(40万円以上の購入に対する補助は一律20万円) 問合せ：《農林課 林業振興係》 Tel：0278-25-8228
	新幹線通勤費補助金 対象者：次のいずれかに該当する場合。 (1) 平成31年4月1日以降に本町に転入した方（転入日から5年以内に要申請） (2) 町内に新築住宅を購入し、住まわれる方 (3) 町内に中古住宅を購入し、住まわれる方 (4) 町内に賃貸住宅を契約し、住まわれる方 (5) 申請者または同居する配偶者のいずれかの年齢が40歳未満の方 (6) 中学生以下の子供を養育している方 (7) 世帯全員に町税及び国民健康保険税の滞納がないこと (8) 世帯全員がみなかみ町暴力団排除条例に規定する暴力団員等でない者 内 容：本町への移住を促進し、定住人口の増加を図るため、本町へ転入し、新幹線を利用して群馬県外へ通勤するものに対し、補助金を交付する。 上限額3万円…(1)、(2)または(3)、(5)または(6)、(7)、(8) 上限額2万円…(1)、(4)、(5)または(6)、(7)、(8) 上限額1万円…(2)または(3)、(7)、(8) 問合せ：《企画課 企画調整係》 Tel：0278-25-5001 大学生等新幹線通学費補助金 対象者：次のいずれにも該当する場合。 (1) 本町の住民基本台帳に記録されている方(高等学校を卒業した年度の末日以前3年以上継続して本町に居住していること) (2) 学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校に通学している方 (3) 世帯全員に町税及び国民健康保険税の滞納がないこと (4) 世帯全員がみなかみ町暴力団排除条例に規定する暴力団員等でない 内 容：大学等への進学を契機とする町外転出を抑制し、地域に暮らし続けることにより地域活動等への参加を促進し、地域の担い手となる者を育むため、町内から群馬県外の大学等へ新幹線で通学する学生に対し、交付する。上限月額2万円(定期券の1/4)…(1)、(2)、(3)、(4) 問合せ：《企画課 企画調整係》 Tel：0278-25-5001 移住支援金 対象者：次のいずれにも該当する場合。 (1)平成31年4月26日以降に本町に転入した方(転入後一年以内に要申請) (2)移住直前の10年間で通算5年以上、東京23区に在住または東京圏（条件不利地域を除く）に在住し、東京23区へ通勤していた方。（移住前の直近1年以上の期間を含む） (3)群馬県が開設・運営する求人サイト「マッチングサイト」に掲載された対象求人枠に応募して採用された方または起業された方または東京の仕事を变えずにテレワーク移住された方等 内 容：東京一極集中の是正、地方における人口減少対策、担い手不足の解消を目的とし、東京圏から地方に移住して就業・起業する方、または仕事を変えずに移住(テレワーク移住)する方などを対象に支援金を支給します。 ○交付金額：2人以上の世帯 100万円 単身世帯 60万円 18歳未満の帯同 30万円(1人につき) 問合せ：《企画課 企画調整係》 Tel：0278-25-5001

分類	事業名（対象者・内容）
移住・定住支援	移住・テレワークに係るレンタカー借上料補助金 対象者：（1）町外に住所がある者 （2）本町への移住検討のための視察またはテレワークおよびワーケーションを目的としたテレワーク施設を利用する者 内 容：本町への移住検討・テレワーク目的にレンタカーを使用した場合、1回当たり1日3,000円、最大3日間を補助。 問合せ：《企画課 企画調整係》 TEL：0278-25-5001
就業支援	起業支援事業 対象者：町内で起業する方のうち次のいずれにも該当する場合です。 （1）代表者又は1名以上の従業員が町内に住所を有すること （2）町内に事業所を設置し5年以上継続して事業を行う見込みがあること 内 容：みなかみ町内に事業所を設置等して事業を開始する場合、次の補助対象事業にかかる経費の一部を助成します。 （1）事業所等開設に要する経費への補助（補助率1/2以内） （2）事業所等の賃借に要する経費への補助（補助率1/2以内） （3）人件費補助（補助率1/2以内） ※補助対象事業を組み合わせで実施する場合 上限100万円（新規雇用者が雇用保険に加入でき 問合せ：《観光商工課 商工振興係》 TEL：0278-25-5018
就農支援	真沢ファーム交流施設 内 容：○農業体験希望者のご参加をお待ちしております。 昔ながらの棚田で安心安全なお米を作ってみませんか。作業は経験豊富な地元農家の指導をいただけます。募集に関してはさなざわのテラスHPをご覧ください。 問合せ：《観光商工課 商工振興係》 TEL：0278-25-5018 《さなざわのテラス》 TEL：0278-20-2121